

豪州ビクトリア州における意思決定支援を促進する諸役割

— plan nominee, supportive attorney などの混在 —

○筑波大学 名川 勝 (会員番号 001915)

ビクトリア州、plan nominee、supportive attorney、supportive person、nominated person

1. 研究目的

オーストラリア連邦（以下豪州）は2008年に国連障害者権利条約について、12条の解釈宣言をしたうえで批准した。その後、ALRC (Australian Law Reform Commission) は、Equality, Capacity and Disability in Commonwealth Laws (ALRC Report 124)を公表し (ALRC, 2014)、連邦としての意思決定原則(National Decision-Making Principles)ならびに意思決定モデルを提唱、これを各法において準拠するよう求めている。ALRC Report 124の影響は大きい、豪州では各州により取り組みが異なるため、豪州一括で論じることは困難である。そこで本稿では、豪州内で取り組みが比較的進められている地域のひとつとされるビクトリア州を取り上げ、特に成年後見と障害者福祉の領域における意思決定支援に関連する役割を俯瞰することにより、その特質について検討する。

2. 研究の視点および方法

今回対象とするのは、主にビクトリア州法である Power of Attorney Act、 Medical Treatment Planning and Decisions Act、 Mental Health Act ならびに連邦法である NDIS 法(National Disability Insurance Scheme Act)の一部である。具体的にはそれらの法律内で意思決定の支援に携わるとされる役割について取り上げる。資料としては、ビクトリア州 OPA(Office of the Public Advocate)から発表されている関連資料 (OPA, 2017, 2018) 他を用いる。また必要に応じて OPA の当該担当者 (調査・政策調整担当) から事実関係の確認を行った。なおこの際に収集したのは制度運用に関する一般的な事項であって、個人情報などの取扱はない。また同州の成年後見に関する法律は Guardianship and Administration Act 1986 だが、これは現在法改正の審議中であり、今年度中の州議会通過と次年度施行が推測されている。この新法案は現行法には無かった意思決定支援の取り組みについて積極的な手続きを持つため、改めて別稿にて取り上げることとしたい。

3. 倫理的配慮

報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠した。

4. 研究結果

ビクトリア州では意思決定支援等に関わる仕組みとして、成年後見制度ならびに日本のいわゆる任意後見に相当する Powers of Attorney がある (および Advance Care Directive)。これに加えて、NDIS の施行に基づいて導入されたのが、【nominee (plan nominee)】であった。nominee は NDIS におけるサービス提供者、計画管理者(NDIA)などの中であって、本人(participant)が十分に自らのサービス利用計画を作成できないとき

に任命される（任命者は本人もしくは NDIA）。その役割は本人の意思と選好(will and preference)を把握し、それらを関係者に伝えること、また本人に成り代わって計画作成を行うことも権限として持つ。ただし手順としては、連邦意思決定原則に基づき、本人からの意思表示を受信し、それが困難な場合は意思と選好に基づく最善の解釈を行う。さらにこれも難しいときには、最善の利益に基づく計画策定を行う。このように nominee は本人のサービス利用にとって重要な役割を担うが、ビクトリア州でも NDIS 施行の最中であって、サービス提供事業者と NDIA が十分に存在していないとされる。さらに同州では、本人の意思決定を支援する役割として以下がある。

【supportive attorney】 Powers of Attorney Act に基づく設置。本人の要請に基づき、銀行や病院などに対して必要な情報を求め、また本人の決定を各機関に伝える。また本人と各機関との間に入って話し合いを持つ。活動範囲はサービス利用や経費支払などであり、家を売るなどの重要な意思決定には関われない。

【support person】 Medical Treatment Planning and Decision Act に基づく設置。本人に任命され、本人の医療的な決定に関する医療機関とのやり取りや決定を支援する。また本人が決定困難になったとき、本人の選好などに関連した情報を医療機関に伝える。support person に医療に関する決定権限はない（別の役割が存在する）。

【nominated person】 Mental Health Act に基づく設置で、同法のサービス利用者により選ばれ、サービス利用に関する本人の意思表示や情報収集を支援するほか、同法下の権利行使を手伝う。

これらの役割が先行して存在していたために、nominee の役割と機能は必ずしも当事者に理解されておらず、また任命も多くないと OPA 担当者は指摘している。また上述からわかるように、nominee は手順の結果として本人に成り代りサービス利用の計画を作ることも出来るため、その意味では代理権を持つ。いっぽう他の 3 役割は、制度の構成上は代理に係る権限まで持たず、その意味では代理代行を除く意思決定支援に従事しやすい。もちろん関与のあり方如何では強く本人意思に影響を与えることはどんな仕組みでも可能だが、そもそも制度の上から代理権を持たない存在は重要と思われる。

5. 考察

日本の成年後見人は代理権・取消権（同意権）を執行する役割であって、意思決定支援の具体的な取り組みが示されていない。いっぽう日常生活自立支援事業は後見の代替手段として重要だが、十分な事務執行根拠を持たない。ビクトリア州の各役割はその間にあるものとして、機能の利点と課題を整理することは有用だろう。同州も関連諸制度の変革期にあると考えられるので、引き続き調査を進める必要がある。（文献は発表時に配布予定）
※この研究は科学研究費補助金による助成を受けたものである（課題番号 18K02100）。